

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警察庁丁暴発第341号、丁保発第124号  
平成26年8月20日  
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長  
警察庁生活安全局保安課長

自転車競走及び小型自動車競走の実施に関する事務を委託する相手方から暴力団員等を排除するための規定の運用要領について

自転車競技法（昭和23年法律第209号）第3条の規定に基づき競輪施行者が行う自転車競走（以下「競輪」という。）の実施事務の委託及び小型自動車競走法（昭和25年法律第208号）第5条の規定に基づき小型自動車競走施行者が行う小型自動車競走の実施事務の委託をする相手方から暴力団員等を排除するため、警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長等」という。）に対して行う照会等に関する運用要領は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようされたい。

参考として、平成25年4月1日付け20130321製局第10号「競輪開催の適正化について」及び平成25年4月1日付け20130321製局第11号「小型自動車競走開催の適正化について」の写しを添付する。

## 記

### 第1 趣旨

#### 1 委託の相手方として不適切な者と認められる私人

競輪及び小型自動車競走の実施事務の委託の相手方として不適切な者と認められる私人は、次のとおりである。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（自転車競技法施行規則（平成14年経済産業省令第97号）第3条第2項第1号及び小型自動車競走法施行規則（平成14年経済産業省令第98号）第6条第2項第1号関係）
- (2) 法人でその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役、会計参与又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員等に該当する者のあるもの（自転車競技法施行規則第3条第2項第4号及び小型自動車競走法施行規則第6条第2項第4号関係）
- (3) 法人で暴力団員等がその事業活動を支配するもの（自転車競技法施行規則第3条第2項第5号及び小型自動車競走法施行規則第6条第2項第5号関係）

#### 2 規則の運用

自転車競技法施行規則及び小型自動車競走法施行規則は、実施事務の委託の相手方から暴力団員等を排除するための意見照会、意見提出等の具体的な運用制度につ

いて規定を設けていないが、本通達に定めるところにより、競輪施行者及び小型自動車競走施行者(以下「施行者」という。)と緊密に連携して規則の実効性の確保に努めること。

## 第2 事務処理要領

### 1 施行者が実施事務を委託する場合

#### (1) 意見照会の要領

施行者は、実施事務を私人に委託しようとする場合、あらかじめ以下の要領により、当該私人が第1の1の事由(以下「暴力団関係事由」という。)に該当するか否かについて、警察本部長等に対してその意見を照会することとされている。

ア 施行者は、当該委託契約に係る実施事務の履行場所(例えば、場外車券売場の警備業務を私人に委託しようとする場合は、当該場外車券売場の所在地。)を管轄する警察本部長等の意見を照会するものとする。

イ 施行者が警察本部長等に対して行う意見照会は、別紙1により行われる。

#### (2) 意見の提出のための調査

意見照会を受けた警察本部長等は、以下の要領により所要の調査を行い、施行者に対して必要な意見を提出すること。

ア 意見照会を受けた警察本部長等は、意見照会に係る私人が個人である場合はその者、法人である場合はその法人及び法人の役員(以下「求意見対象者」という。)について、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務(以下「暴力団情報管理システム」という。)による暴力団員等該当事実の登録状況を調査する。

イ 意見照会を受けた警察本部長等は、求意見対象者が、暴力団情報管理システムにおいて暴力団員等として登録されている場合は、当該登録内容が暴力団関係事由に該当するか否かについて、必要な補充調査を行う。

ウ イの場合において、他の都道府県警察が、求意見対象者に関する認定資料の入手・登録を行っているときは、意見照会を受けた警察本部長等は、必要に応じて、当該都道府県警察に連絡し、必要な補充調査を依頼した上で、登録を行った認定資料の写し等の送付を受ける。

エ 意見照会を受けた警察本部長等は、アからウまでの調査を行った上、求意見対象者の暴力団関係事由の有無について判断し、遅滞なく、概ね施行者から意見照会を受けてから2ヶ月以内で可能な限り速やかに施行者に対し意見を提出する。

#### (3) 意見の提出方法

警察本部長等からの意見提出は、別紙2又は別紙3により行うこととする。

### 2 警察において、既に施行者が実施事務を委託している私人が暴力団関係事由に該当すると疑うに足る相当な理由を認知した場合

#### (1) 意見を提出する警察本部長等

警察本部長等は、以下の要領で意見を提出することとする。

ア 意見を提出する警察本部長等は、当該意見に係る私人が締結した委託契約に係る実施事務の履行場所を管轄する警察本部長等とする。

イ 各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外における実施事務を履行している私人に関して、暴力団関係事由に該当する疑いがある旨の情報を入手した場合は、当該私人が締結した委託契約に係る実施事務の履行場所を管轄する都道府県警察に情報提供を行い、情報提供を受けた都道府県警察において、情報内容を吟味し、補充調査を行うなどした上で、必要に応じて、施行者に対して意見を提出することとする。

(2) 意見提出の方法

警察本部長等からの意見提出は、別紙4により行うこととする。

第3 運用上の留意事項

1 施行者との窓口

施行者からの照会、施行者に対する意見の提出、施行者からの通知に関する連絡窓口は、全て、各都道府県警察本部の公営競技担当課とする。公営競技担当課は、暴力団対策担当課と連携を密にして対応すること。

2 施行者からの通知

警察本部長等からの意見提出に基づく措置の結果については、当該措置を採った施行者から意見提出を行った警察本部長等に通知される。

3 その他

実施事務を委託しようとする私人が暴力団関係事由に該当すると認められる旨の意見提出を行った場合及び既に実施事務を委託している私人が暴力団関係事由に該当すると認められ施行者に意見提出を行った場合は、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長に報告すること。また、意見提出等に当たって施行者との間に疑義が生じた場合も同様とする。

なお、別紙1～4は、いずれも、自転車競技法に係る様式を示したが、小型自動車競走法に係る様式についてもこの例によるものとする。

別紙 1

第 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

警視総監又は〇〇道府県警察本部長 殿

〇〇県知事（〇〇市長） 印

自転車競技法第 3 条に掲げる事務を委託する相手方に関する意見照会について

記

（法人の場合）

- 1 法人名、主たる事務所の所在地
- 2 全役員の氏名、住所、生年月日
- 3 当該営業所又は事務所の名称、所在地

（個人の場合）

- 1 氏名
- 2 住所
- 3 生年月日

別紙2

(欠格事由に該当しないと認められる場合)

〇〇〇第〇〇号

平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇県知事（〇〇市長） 殿

警視総監又は〇〇道府県警察本部長 印

自転車競技法第3条に掲げる事務を委託する相手方に関する意見について  
平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号により意見照会を受けた件については、自  
転車競技法施行規則第3条第2項第1号、4号（第1号に係るものに限る）又は5号に  
該当する事由があるとは認められません。

別紙 3

(欠格事由に該当すると認められる場合)

〇〇〇 第 〇〇 号  
平成〇〇年〇月〇〇日

〇〇県知事 (〇〇市長) 殿

警視総監又は〇〇道府県警察本部長 印

自転車競技法第 3 条に掲げる事務を委託する相手方に関する意見について  
平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号により意見照会を受けた件については、  
下記のとおり意見を提出します。

(例 1)

委託の相手方である〇〇〇〇が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) 等であることから、自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項第 1 号に該当する事由があると認められる。

(例 2)

役員が暴力団員等であることから、自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項第 4 号に該当する事由があると認められる。

(例 3)

意見聴取に係る団体については、自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項第 5 号に該当する事由があると認められる。

〇〇県知事（〇〇市長） 殿

警視総監又は〇〇道府県警察本部長 印

自転車競技法第 3 条に掲げる事務を委託している相手方に関する意見について  
標記の件について、下記のとおり意見を提出します。

記

1 意見の対象とする団体

相手方 〇〇〇〇

事務所 〇〇〇〇・・・

役員 〇〇〇〇・・・

2 自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項に該当する事由の有無に係る意見

（例 1）

上記の者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）等であるため、自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項第 1 号に該当する事由があると認められる。

（例 2）

上記団体の役員が暴力団員等であるため、自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項第 4 号に該当する事由があると認められる。

（例 3）

上記団体については、自転車競技法施行規則第 3 条第 2 項第 5 号に該当する事由があると認められる。